

# 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

## 会員及び会費に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第35条第3項の規定に基づき、会員及び会費について必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の種類及び区分)

第2条 会員の種類は、一般会員と特別賛助会員とし、その区分は次のとおりとする。

#### (1) 一般会員

一般会員は、本会定款第1条の目的を達成するため、本会の事業に参加協力するとともに、本会の運営に参画することができる。

ア 市町村社会福祉協議会

イ 第1種及び第2種社会福祉事業施設

ウ 介護保険制度及び障害者総合支援法によるサービス提供施設（事業所）

エ 社会福祉に関係のある団体及び施設

オ 学識経験者

カ 社会福祉に関心を有する者

#### (2) 特別賛助会員

本会の事業を財政的に援助する個人、法人及び団体

2 一般会員のイ及びウについては、設置者及び経営主体（者）の種類は問わないものとする。

### (入 会)

第3条 入会を希望する時は、別紙様式による入会申込書を提出するものとする。

(1) 一般会員は様式第1号

(2) 特別賛助会員は様式第2号

2 一般会員のア、イ、ウ、オ及び特別賛助会員は、入会申込書の受理により入会する。

3 一般会員のエ及びカよりの入会申込があった場合は、入会の可否について理事会の議決を経て入会を承認する。

4 理事会において入会を承認したときは、申込みの日を入会の日とし、その旨を入会申込者に通知するとともに会員台帳に登録する。

5 理事会において入会を承認しなかったときは、その旨を入会申込者に通知する。

### (会費及び会員の責務)

第4条 会員は別表に定める会費を、毎年度7月末日までに納入しなければならない。

ただし、年度途中に入会した場合は、当該年度内に納入するものとする。

2 市町村社会福祉協議会の会費は直近の国勢調査結果に基づく市町村人口により算出す

る。ただし、災害等により個別の市町村において国勢調査結果が活用できない場合は、当該市町村の住民基本台帳人口により算出する。

- 3 社会福祉施設等の会員で、入所・通所の別に変更があった場合は、速やかに本会に報告するものとする。

(会費の支払猶予及び減免)

第5条 会員が、災害その他やむを得ない特別の事由により納入期限までに会費を納入することができない場合には、「会費支払猶予申請書」(様式第3号)を提出し、会費の支払猶予を受けることができる。

- 2 支払猶予を申請した会員が、当該年度内に会費を納入することができない場合には、「会費減免申請書」(様式第4号)を提出し、会費の減免を受けることができる。

(退 会)

第6条 会員である施設等が解散・廃止又は死亡等により会費の納入がない時は、退会したものとする。

- 2 前項の他、特別の事由により本会会員を退会しようとするときは、退会届(様式第5号)を提出し退会することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和37年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会一般会員入会申込書

貴会の定款に定める目的に賛同し、入会申し込みをいたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

会費納入開始希望年度	平成 年度分～			
(フリガナ)				
名 称				
代表者職・氏名				
設置主体				
経営主体				
施設等の種類				
郵便番号 住 所	〒	—		
開設(設立) 年月日	年 月 日			
利用定員 (ある場合のみ)	人			
電話番号				
F A X 番号				
電子メール アドレス				
ホームページ アドレス				
所属希望県社協 部会・協議会				
会員番号 (県社協で記入)	一 般 会 員	No.	部 会 ・ 協 議 会	No.

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会特別賛助会員入会申込書

貴会の定款に定める目的に賛同し、入会申し込みをいたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

会費納入開始希望年度	平成 年度分～
(フリガナ)	
名 称	
代表者職・氏名	
設置主体 (ある場合のみ)	
経営主体 (ある場合のみ)	
業種等 (○で囲む)	1 農業 2 漁業 3 林業 4 鉱業 5 建設業 6 製造業 7 電気・ガス・熱供給・水道業 8 情報通信業 9 運輸業 10 卸売・小売業 11 金融・保険業 12 不動産業 13 飲食店・宿泊業 14 医療・福祉 15 教育・学習支援業 16 複合サービス業 17 サービス業 (他に分類されないもの) 18 公務 (他に分類されないもの) 19 個人 20 その他
郵便番号 住 所	〒 ー
開設(設立) 年月日	年 月 日
電話番号	
FAX番号	
電子メール アドレス	
ホームページ アドレス	
会員番号 (県社協で記入)	No.

# 社会福祉法人福島県社会福祉協議会会員会費支払猶予申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

名 称

代表者職・氏名

印

住 所 〒

会員番号

下記の事由により社会福祉法人福島県社会福祉協議会会員会費の支払猶予をお願いしたいので申請いたします。

記

申請事由

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会会員会費減免申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

名 称

代表者職・氏名

印

住 所 〒

会員番号

下記の事由により社会福祉法人福島県社会福祉協議会会費の減免をお願いしたいので申請いたします。

記

(1) 減 免 額 ・全部 ( ) 円

・一部 ( ) 円

(2) 申請事由

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会会員退会届

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

名 称

代表者職・氏名

印

住 所 〒 —

会員番号

下記の事由により社会福祉法人福島県社会福祉協議会会員を退会したいので届け出します。

記

退会事由



福島県社会福祉協議会会費

別表

1. 市町村社会福祉協議会

	市町村	人口 (人) (A)	人口割額 (A×2円) (B)	均等割額 (円) (C)	会費額 (円) (D) = (B + C) ※千円未満切捨て
1	福島市	294,247	588,494	45,000	633,000
2	会津若松市	124,062	248,124	45,000	293,000
3	郡山市	335,444	670,888	45,000	715,000
4	いわき市	350,237	700,474	45,000	745,000
5	白河市	61,913	123,826	27,000	150,000
6	須賀川市	77,441	154,882	27,000	181,000
7	喜多方市	49,377	98,754	27,000	125,000
8	相馬市	38,556	77,112	27,000	104,000
9	二本松市	58,162	116,324	27,000	143,000
10	田村市	38,503	77,006	27,000	104,000
11	南相馬市	57,797	115,594	27,000	142,000
12	伊達市	62,400	124,800	27,000	151,000
13	本宮市	30,924	61,848	27,000	88,000
14	桑折町	12,271	24,542	18,000	42,000
15	国見町	9,512	19,024	18,000	37,000
16	川俣町	14,452	28,904	18,000	46,000
17	大玉村	8,679	17,358	13,500	30,000
18	鏡石町	12,486	24,972	18,000	42,000
19	天栄村	5,611	11,222	13,500	24,000
20	下郷町	5,800	11,600	18,000	29,000
21	檜枝岐村	615	1,230	13,500	14,000
22	只見町	4,470	8,940	18,000	26,000
23	南会津町	16,264	32,528	18,000	50,000
24	北塩原村	2,831	5,662	13,500	19,000
25	西会津町	6,582	13,164	18,000	31,000
26	磐梯町	3,579	7,158	18,000	25,000
27	猪苗代町	15,037	30,074	18,000	48,000
28	会津坂下町	16,303	32,606	18,000	50,000
29	湯川村	3,206	6,412	13,500	19,000
30	柳津町	3,536	7,072	18,000	25,000
31	三島町	1,668	3,336	18,000	21,000
32	金山町	2,189	4,378	18,000	22,000
33	昭和村	1,322	2,644	13,500	16,000
34	会津美里町	20,913	41,826	18,000	59,000

	市町村	人口 (人) (A)	人口割額 (A×2 円) (B)	均等割額 (円) (C)	会費額 (円) (D) = (B + C) ※千円未満切捨て
35	西郷村	20,322	40,644	13,500	54,000
36	泉崎村	6,495	12,990	13,500	26,000
37	中島村	5,001	10,002	13,500	23,000
38	矢吹町	17,370	34,740	18,000	52,000
39	棚倉町	14,295	28,590	18,000	46,000
40	矢祭町	5,950	11,900	18,000	29,000
41	埴 町	9,157	18,314	18,000	36,000
42	鮫川村	3,577	7,154	13,500	20,000
43	石川町	15,880	31,760	18,000	49,000
44	玉川村	6,777	13,554	13,500	27,000
45	平田村	6,505	13,010	13,500	26,000
46	浅川町	6,577	13,154	18,000	31,000
47	古殿町	5,373	10,746	18,000	28,000
48	三春町	18,304	36,608	18,000	54,000
49	小野町	10,475	20,950	18,000	38,000
50	広野町	4,319	8,638	18,000	26,000
51	檜葉町	7,313	14,626	18,000	32,000
52	富岡町	13,654	27,308	18,000	45,000
53	川内村	2,021	4,042	13,500	17,000
54	大熊町	10,700	21,400	18,000	39,000
55	双葉町	6,179	12,358	18,000	30,000
56	浪江町	18,529	37,058	18,000	55,000
57	葛尾村	1,470	2,940	13,500	16,000
58	新地町	8,218	16,436	18,000	34,000
59	飯館村	6,144	12,288	13,500	25,000
	合 計	1,976,994	3,953,988	1,183,500	5,107,000

(均等割額)	①人口 10 万人以上の市	45,000 円
	②人口 10 万人未満の市	27,000 円
	③町	18,000 円
	④村	13,500 円

※人口は平成 27 年度国勢調査結果による。ただし、下記 7 町村については国勢調査結果（確定値）発表時直近の住民基本台帳人口による。

富岡町・大熊町・浪江町・飯館村（平成 28 年 10 月 31 日現在）

檜葉町・双葉町・葛尾村（平成 28 年 11 月 1 日現在）

## 福島県社会福祉協議会会員会費

## 2. 社会福祉施設

(単位：円)

会 員	会 費	内 訳	
		県社協会費	部会費
保育所	7,600	7,600	
認定こども園	7,600	7,600	
授産施設	16,000	7,000	9,000
児童養護施設	20,000	11,000	9,000
児童自立支援施設	20,000	11,000	9,000
乳児院	20,000	11,000	9,000
救護施設	20,000	11,000	9,000
障害者支援施設（入所）	20,000	11,000	9,000
障害福祉サービス事業所（通所）	16,000	7,000	9,000
障害福祉サービス事業所（グループホーム・ケアホーム）	16,000	7,000	9,000
障害児入所施設	20,000	11,000	9,000
児童発達支援センター・障害児通所支援事業所	16,000	7,000	9,000
盲ろうあ児施設	20,000	11,000	9,000
母子生活支援施設	20,000	11,000	9,000
養護老人ホーム	—	11,000	13,000
特別養護老人ホーム	—	11,000	28,000
軽費老人ホーム	—	11,000	13,000
ケアハウス	—	11,000	13,000
デイサービスセンター	—	8,300	13,000
在宅介護支援センター	16,000	7,000	9,000
地域包括支援センター	16,000	7,000	9,000
認知症対応型共同生活介護	12,000	12,000	
小規模多機能型居宅介護	12,000	12,000	
居宅介護支援事業所	7,000	7,000	
その他（入所）	12,000	12,000	
〃（通所）	7,000	7,000	

※運営費に市町村の負担がある場合は、「+利用定員@300」の額を免除する。

## 3. 社会福祉関係団体

(単位：円)

社会福祉関係団体	18,000	18,000	
----------	--------	--------	--

